

会津若松市商工審議会  
資料

平成30年7月18日  
観光商工部

# 諮 問 事 項

## ○企業立地優遇制度の拡充について

本市は、ICT（情報通信技術）や環境技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と安心して快適に暮らすことのできるまちづくりとして「スマートシティ会津若松」を推進しております。

また、ICT専門大学である会津大学の立地とオープンデータを推進している地域特性を生かしたアナリティクス産業、ICT関連産業の集積による新たな産業創出を目指し、ICTオフィス環境整備事業に取り組んでいるところであります。

こうした取組をさらに加速させ、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、「会津若松市企業立地促進条例」の一部を改正し、ICT関連企業の集積促進に向けた奨励金の内容を拡充するものであります。

## 記

ICT関連企業の集積促進のため、企業立地奨励金及び賃貸借型企業立地奨励金の交付要件の緩和と賃貸借型企業立地奨励金の交付金額の拡充をしようとするものであります。

# 企業立地優遇制度の拡充について

## 1 制度拡充の概要

事業所に係る企業立地奨励金及び賃貸借型企業立地奨励金において、交付要件の緩和と交付額の拡充を行う。

### (1) 事業所の交付要件を緩和

- ・中小企業者の定義を追加し、大企業と区分して、新規雇用常勤従業員の数を次のとおり引き下げる。

現行	改正案
新設 20人以上	新設 5人以上（中小企業者は2人以上）
増設 10人以上	増設 1人以上

### (2) 賃貸借型企業立地奨励金の拡充

- ・中小企業者については、奨励金を拡充する。

現行	1年間の賃料の合計額（管理費除く）のうち、1/4を交付する。（上限単年度500万円）
改正案	1年間の賃料の合計額（管理費除く）のうち、1/4を交付する。ただし、中小企業者については、1/2を交付する。（上限単年度500万円）

### (3) 事業所の定義

- ・事業所の定義として、情報サービス業に通信業、インターネット付随サービス業を追加する。

## 2 主なスケジュール

日程（平成30年）	内容
7月17日～8月16日	パブリックコメントの実施
9月	会津若松市議会定例会へ提案
	公布の日から施行

### （参考）ICT企業等立地促進事業（県補助）

- 選択制
- ▶ ① ICT企業等が新たに県内の事業所等に入居する場合、運営費を補助  
補助対象経費：家賃、通信料、リース料  
補助率1/2以内（年100万円を上限として最大3年間補助）
  - ▶ ② 入居に際し、一時的に必要な経費を補助  
補助対象経費：セキュリティ設備費、備品購入費（執務室内の簡易な改装費含む）  
補助率1/2以内（補助上限額300万円）
- ◆ 共通要件
- ・雇用要件 新規地元雇用1名以上
  - ・活動を継続して5年以上行うことが見込まれること